

平成15年3月27日

国立大学法人法案の重要事項

1 国立大学法人の法的位置づけ

第1条において、国立大学の存在意義と財政措置を求める根拠を規定。

「国民の要請にこたえる」

「教育研究水準の向上」

「教育研究の均衡ある発展」

「国立大学を設置して教育研究を行う国立大学法人」

国立大学法人が国立大学を設置するが（「法案」第2条1項、第4条2項）、設置にかかる決定は法律（国）が行う（国の責任で設置される大学）

政府出資金が国立大学法人の資本金（「法案」第7条）

国立大学法人は通則法に規定する独立行政法人ではなく、国立大学法人法という特別法に基づく法人（「法案」第2条1項、第4条1項）—通則法は直接適用されない

国立大学法人法の運用に当たって国の教育研究の特性への配慮義務（「法案」第3条）

2 大学評価委員会

国立大学法人の業務の実績に関する評価を行う（「法案」第9条2項）

大学評価委員会の規模や評価の仕組みについては、政令事項

3 学長の選考・任期

学長は法人の代表者（「法案」第11条1項）

学長は国立大学法人の申出に基づき文部科学大臣が任命（「法案」第12条1項）

国立大学法人の申出は経営協議会の学外委員と教育研究評議会の役員以外の代表者各同数で構成される学長選考会議の選考に基づく。学長選考会議には学長又は理事を委員に加えることができる（「法案」第12条2項、3項）

学長の任期は2年以上6年を超えない範囲内で学長選考会議の議に基づき大学が定める（「法案」第15条1項）

移行当時の学長がその任期満了まで国立大学法人の学長となる(附則第2条1項、4項)

学長の解任(「法案」第17条) — 学長選考会議の申出による(4項)

理事及び監事—1人以上の学外者を含まなければならない(「法案」第14条)

理事は学長が、監事は文部科学大臣が任命(「法案」第12条8項、第13条1項)

京都大学の理事の員数は、7名以内(別表第一:70ページ)。

4 国立大学法人の管理運営機構

役員(学長、理事、監事)、役員会、経営協議会及び教育研究評議会、さらに学長選考会議はすべて国立大学法人の機関(「法案」第10条、第20条、第21条)

役員会の構成(「法案」第11条2項—学長と理事)

役員会の権限(「法案」第11条2項1号~5号)

理事の職務権限(「法案」第11条3項)

監事の職務権限(「法案」第11条4項、5項)

経営協議会と教育研究評議会の権限事項を法規定上峻別(「法案」第20条4項1号~3号と第21条3項1号~3号対照)

国立大学及びその学部等の重要な組織の設置・廃止に関する事項は役員会の議決事項(「法案」第11条2項4号)

5 業務等

国立大学法人の基本的業務は、①国立大学を設置し、②国立大学を運営すること(「法案」第22条1項1号)

授業料(「法案」第22条4項、文部科学省令)

学部・研究科・附置研究所の省令指定なし

6 中期目標・中期計画

中期目標期間は6年。

中期目標は、大学の作成した原案に配慮しつつ、文部科学大臣が定め、公表(大学評価委員会も意見表明—「法案」第30条1項、3項。)

国立大学法人は、中期計画を作成し文部科学大臣の認可を受け公表（大学評価委員会も意見表明－「法案」第31条1項、3項、5項）

7 評価にかかる通則法の準用（「法案」第35条）

- ① 業務方法書(通則法第28条)
- ② 年度計画(通則法第31条)
- ③ 大学評価委員会による年度ごとの業務実績評価と総務省内の評価委員会のチェック(通則法第32条)
- ④ 中期目標期間終了時における事業報告書(通則法第33条)
- ⑤ 大学評価委員会による中期目標期間にかかる業務実績評価と総務省内における評価委員会のチェック(通則法第34条)

8 評価結果

中期目標期間終了時における主務大臣によるチェック(通則法第35条)

文部科学大臣は組織や業務に関する所要の措置を講ずることができ、総務省内の評価委員会も主要な事務及び事業の改廃について勧告できる。

9 財務・会計[省略]

10 教職員の身分保障等

教育公務員特例法中、国立大学関係分は削除

教員の人事については、教育研究評議会の審議事項（「法案」第21条3項4号）

教職員の身分保障等については、国家公務員法、人事院規則等の適用はなくなり、法人の定める就業規則等において規定する。

11 移行過程の職員の引き継ぎ等

平成16年4月1日現在の職員は、別に辞令を発せられない限り、その日において国立大学法人の職員となる(附則第4条)

職員団体にかかる経過規定(附則第8条)

権利義務の承継等(附則第9条、第10条)